

而被仰付、同奉行支配吟味役二人被仰付、是より先に寛政十年五月、御目付渡邊久藏、大河内善
松山總右衛門直茂、御勘定太田十右衛門政興等已下八十七人を、松前へ被遣、其地及蝦夷を巡察
せしめらる、是蝦夷の邊境を開るゝの始也。同十一年の春、松前領分東蝦夷地、箱館より以東の地
御用地に被召上、若狭守（松前資廣）へは替地として武州久喜領五千石を賜る、此時御書院番頭松
平信濃守忠明、總奉行と成御勘定奉行石川左近將監忠房、御目付羽太庄左衛門正養、御使番大河内善
人撫育、魚獵交易等の事を沙汰す、布衣以下にては御勘定組頭、御勘定吟味方改役、支配勘定等出
役にて是を勤、此時南部大膳大夫利敬、津輕越中守寧親に被仰付、人數を出して箱館を守る、此頃松前より西蝦夷地は松前領の同
十二年より人數を配て、東蝦夷地エトロフ等の島々を守る、此頃松前より西蝦夷地は松前領の同
分なれば御構なし、享和元年までには、右の人々相夷地の事を執れり、同二年冬、蝦夷地奉行を箱館奉行と被改、

〔嘉永明治年間錄〕安政二年乙卯三月二十七日、蝦夷地守衛ヲ松平陸奥守等ニ命ズ。

松平陸奥守へ達、此度東西蝦夷地在乙部村東在木古内村島々共一圓上地被仰付、向後函館奉行御預所に被仰付候に付、其方へ蝦夷地の警衛被仰付候、佐竹右京大夫へも被仰付候間、諸事可被申合候、且津輕越中守、南部美濃守へは兼て被仰付置候條、猶又可被申合候、函館表松前地警衛をも可被相心得候、佐竹右京大夫へ達、上同文言、松平陸奥守へも被仰付候間、諸事可被申合候、
四月廿五日に至り、守衛箇所譯け、東蝦夷シラヲイよりシレトコ迄の内、島々共一圓持場の事、工ウツ、子モロ、エトロフ、クナジリ、右松平陸奥守へ被爲命、陣屋取建人數可差出置候、西蝦夷ヲカムイ岬より北海岸邊シレトコ迄總體、並北蝦夷地其外島々一圓持場の事、且又マシケ、ソウヤ出張陣屋取建、夏分蝦夷地應接可被相心得候、右佐竹右京大夫へ、函館警衛並江差末乙部村より、西蝦夷地ヲカムイ岬迄持場の事、右津輕越中守へ、函館表出岬警衛可相心得、江差岬より東蝦夷地ホロヘツ迄海岸總體持場の事、右南部美濃守へ、函館表警衛備場の儀は、七重濱より木古内村迄持場の事、右松前伊豆守へ、

十月十七日、蝦夷地開拓ニ就キ、有志ノ者ハ該地ニ移住スルヲ許ス、

阿部伊勢守殿渡書付、五百石以下御目見以上以下、同總領二男三男、厄介、清水附の者、浪人、百姓、町